

## 第2回 滋賀県企業庁水道ビジョン懇話会 会議録（概要）

日時：令和2年7月29日（水）10：00～11：55

場所：滋賀県庁本館 第5委員会室

出席委員：山田座長、西谷委員、杉澤委員、高木委員、辰巳委員

県出席者：河瀬庁長、小根田次長

経営課 湯木課長、植野計画管理室長、田中参事、山本係長、鈎副主幹  
施設整備課 久保課長、田中浄水場耐震対策室長  
浄水課 礪部課長、山田総括補佐

### 1 開会

### 2 議題

(1) 今後の収支見通しについて 【資料1-1、資料1-2】

(2) 滋賀県企業庁経営戦略 骨子案について

【資料2-1、資料2-2、資料2-3】

### 3 閉会

#### <議事1について>

事務局説明

#### (委員)

資料1-1の2ページの水需要予測で基本水量を令和3年4月から見直されるということだが、2ページの下の方の収支計画で収益は横ばいと書かれている。基本水量が減るのであれば当然収益も下がると思うのだが、その点について教えていただきたい。

次に、2ページの③「財政にかかる目標とその考え方」の1で内部留保資金を維持すると書かれているが、内部留保資金は貸方になり、借方は現金でバックアップされると思う。年間給水収益程度の約40億円をどのように運用されるのか教えていただきたい。

その2、ページの下から6行目のところで、企業債残高の上限額を給水収益の概ね4倍程度とあるが、その根拠は何か教えていただきたい。

3ページの収益的収支の令和9年度の給水収益が他の年度と異なる理由を教えていただきたい。

4ページの工業用水道事業の投資計画について、主要事業の浸水対策工事は令和5年度となっているが、水道用水供給事業の浄水場の耐震対策工事や浸水対策工事も令和4年度で終わっている。耐震対策や浸水対策は住民も気にされているところであり、ここにある事業が終われば行われぬのか、計画されていないのか教えていただきたい。

最後に、6ページの上から5行目、企業債の借入れを抑えますという書き方をされているが、収支見通しを見る限りでは借入れをされない。抑えるという表現であれば

これから借りる予定がありその金額を抑えるというようにも取れる。抑制と表現するか、借りないという表現にするかは考えられたほうが良いのではないか。

(事務局)

1点目の基本水量については、これは見直し後の数値を記載させていただいており、現在は192,730 m<sup>3</sup>。以前からもう少し下げてほしいというお声があり、10市町との協議により179,090 m<sup>3</sup>になる見込みである。

もう少し詳しく説明させていただくと、基本料金は、当初契約いただいた基本水量に対しての料金、使用料金は使用水量に応じての料金となる。

(委員)

収益が2億円ほど下がった状況が反映されているということか。

(事務局)

そのとおり。

(事務局)

内部留保資金の借方は現金預金となる。運用については、債券なども考えられるが、リスク・安全性なども考慮して、基本的に6ヵ月定期で運用している。金利動向などを見ながらではあるが、引き続き同様の運用をしていくことになると思う。

(委員)

目標の指標とするのであれば、貸方である内部留保資金でいいのか、借方も見ながらの指標とするのか。

(事務局)

現金預金には、退職手当引当金や賞与引当金なども含まれるため、目標の指標となるのは、建設改良費に充てられる財源となる内部留保資金である。

(委員)

内部留保資金は貸方なので、口座を変える必要まではないと思うが、現金預金として40億円程度きちんと管理して確保しておかないとその他のものと混ざってしまう。

内部留保資金として40億円程度あればよいという話なのか、目標として掲げるのできちんと積み立てておくという話なのか。

(事務局)

口座は会計ごとの管理である。内部留保資金分の確保は経理において明確にしている。

(事務局)

経営上、内部留保資金分は確保している。

(事務局)

企業債の借入れが年間給水収益の4倍程度という根拠だが、企業庁でも過去にかなり経営が厳しく、利息返済で通常業務に影響が出ていた時期があった。そういう状況を脱した時期の借入金額が300億円程度であった。現在は当時と状況が異なるものの借入れを行えば将来利息を返していく状況が発生するため、その半額程度の150億円であれば事業の継続に影響しないと考えている。

また、同程度の水道供給事業体の給水収益に対する企業債残高の割合の平均値が4倍

程度であることから、それらを踏まえてもこの金額が妥当であると考えている。

(委員)

既に収支の見通しが立っており、投資の予定額がわかっているのです。そこから企業債の借入れ予定額が計算できるはずである。先に内部留保資金と企業債を目標として決めてしまうと手が縛られる恐れがあるので、投資計画を逆算すれば企業債の借入額が計算できるはずなので、そのうえで企業債の上限額を考えるべきではないか。

アセットマネジメント計画をやっているのであれば一番先に決めるのは投資であり、そのためにどれだけ企業債を借り入れるかを考えるものだと思う。

(事務局)

そういう点で言うと、収支計画の最終年度である令和 12 年度の時点でも企業債は 150 億円におさまるようになっており、妥当な数値と考えている。

続いて、令和 9 年度の給水収益の数字であるが、その前の令和 5 年度の数字も同じであるが、うるう年であることによるもの。水道用水供給事業は水量が大きく、1 日でも使用水量に影響が出るため、数字が変わっている。

(事務局)

浸水対策事業の工事期間としては、水道用水供給事業は令和 3 年から令和 4 年、工業用水道事業は令和 3 年度から令和 5 年度に行う予定。

耐震対策工事は、吉川浄水場の工事は昨年度令和元年度から開始しており、令和 4 年度までに工事を終了したいと考えている。馬淵は今年度から一部着手することと、令和 7 年度までに、水口は令和 7、8 年度に工事をやりたいと考えている。

(委員)

施設整備は一回行えば終わると思うが、管路更新は順番に進めていくことになるのか。

(事務局)

浸水対策工事は、最初は施設や設備の更新時に行うことを予定していたが、一昨年の西日本豪雨や昨年の関東・東北の豪雨災害を見ると浄水場が浸水被害を受け、長期間にわたって広域的な断水が生じていたことから、対策を前倒しして一気に進めてしまおうと頑張っているところである。

(委員)

彦根の工業用水の建設改良費で令和 12 年度に 3 億 6 千万円計上されているが、これはその時、大きな更新の時期を迎えるということか。

(事務局)

令和 12 年度の彦根の建設改良費の内訳は、管路工事と設備工事で、それぞれ半分ずつ程度となっている。

(委員)

管路の寿命は何年として計算されているのか。

(事務局)

法定耐用年数はダクタイル鋳鉄管では 40 年となっているが、企業庁のアセットマネジメント計画では、実際に掘削調査を行っての確認と全国の様々な知見をもとに、40 年

から 70 年で管路を更新していくこととしている。管路の厚みは管径が大きくなればなるほど厚みが増して腐食が進みにくいため、管径が大きな管ほど長い期間使用できる。小さい管は法定耐用年数に近い期間で更新を行う予定である。

(委員)

管路の再評価を行って、その結果に基づいて更新されるということか。

(事務局)

そのとおり。

(事務局)

工業用水の借入れの抑制することの記載についてだが、現状では 10 年間借入れは予定していない。しかし、収支計画にもあるように経済産業省から一定の補助金を受けており、今後も補助金を受ける予定はしているが、あくまで予定であり、補助がなくなった場合は、企業債の借入れを行うことも想定している。

極力借りないということでこのように記載させていただいている。

(事務局)

補足するが、起債が認められていることから最初から借入れを否定することはしていない。しかし、資金の使い方として、先に内部留保資金を活用するという考え方があり、このような表現としている。今後、表現の仕方については考えさせていただきたい。

(委員)

先ほど水道用水供給事業で給水収益の 4 倍程度と書かれているので、工業用水においても、企業債の借入れを抑えます以外の根拠がいるのではないかと思う。

(委員)

災害に対してのシミュレーションというのはされているのか。災害が起こった時にすぐ対処できるようにされているのか気になるところ。

(事務局)

先ほど来御説明させていただいているとおり、我々は事業を継続させていただくことが最も大事な使命としているので、内部留保資金を一定確保しておくというのはその考え方のもとにあるもの。独立採算をとる中で災害が発生したときに緊急的に対応できるように一定の資金を確保することをここでお示しさせていただいた。

(委員)

毎日の水道料金も入ってこなくなってしまう。

(委員)

余り意識していなかったが、災害が起こった時にどうなってしまうのだろうということが気になった。

(委員)

南海トラフ地震を危惧されるような自治体ではとにかく急いで、前倒しをして耐震化を進められている。また、浄水場が浸水地域にある場合は 10 年後では間に合わないということで、国からの補助もあるが、企業債を借りてでも対策を進められている。

地震対策、水害対策と企業債の借入れのどちらを取るかという話かと思う。

(委員)

水道用水供給事業の水需要予測だが、これから人口が減っていけば、水量が下がっていくのではないかというイメージがある。数字を横ばいになっているので何となく違和感がある。もう少しこの数値が妥当であることを示していただいたほうが良いのではないか。

(事務局)

市町から使用水量をお聞きしている。水道事業は大きな投資をすることもあり、基本水量は基本的に変えない考え方をしている。使用水量については、市町で一定判断いただいた数値である。

(委員)

水需要予測が令和 12 年度まで減らないということは、企業庁の政策として需要を伸ばしていく政策を行うということか。それを行わなければ使用水量は減っていくので経営計画にも影響していくと考える。

(事務局)

市町からいただいた数字を根拠にしているので、人口の推移等を考慮して市町で判断いただいております、家庭用、事業用などの変数もある中で概ね横ばいとさせていただいている。

(委員)

市町の数字はこれから 5 年間の水量を聞いたのか、令和 12 年度までこれでいくと聞いたのか。

(事務局)

令和 12 年度まででお聞きしている。

(委員)

受水市町との連携ができていくか気になる場所である。京都府では受水市町にどのような問題があるかなどのヒアリングを行って、今後の使用量を数値化するという方法をとっている。受水市町によっては将来予測をすることすら苦勞されている市町もあると聞いているので、下がる可能性も考慮し、ある程度の幅を考えておかれたほうが良いのではないか。

また、これまでも企業庁は市町の浄水場に事故があった時に支援をされているが、今後もそういうことがあった時を見据えた余裕も踏まえて考えたほうが良いと思う。

(委員)

工業用水道事業アンケートで、スマートメーターの導入を応えられている企業があるが、価格はいかほどか。

(事務局)

一般家庭向けのものに比べると測定する水量も多いため、100 万円は超えるのではないかと思います。

<議事2について>

事務局説明

(委員)

これまでの水道ビジョンではなく、名称を経営戦略とされるとの説明であったが、あえて、経営戦略とされた考え方について確認させていただきたい。

(事務局)

これまで企業庁が計画を水道ビジョンとして策定した経緯については以前お話をさせていただいたところだが、これまで5年ごとに作成してきた経営計画を本計画に取り込むこと、公営企業であることから経営の部分はやはり重要であり、経営が中長期的に継続していくことが水道を安定供給につながるということで、構成を組み立てていく中で改めて経営を重視する名称である経営戦略とさせていただいたところである。

(委員)

水道ビジョンは作成されないのか。

(事務局)

「信頼の水で、地域の未来に貢献します」というところで水道ビジョン不易の部分をお示ししたいと考えている。

(委員)

経営戦略という形で作成されるのであれば、これまでの水道ビジョンと重点を置くところが違ってくるのではないかと思う。資料2-3の中央に基本目標の達成に向けた取り組みを見せていただくと、3つの目標ごとにバランスよく取り組みを置かれているように見えるが、経営戦略とするのであれば、持続の部分に重きを置く形になるのではないか。

(事務局)

前回御説明させていただいたように、国との関係の流れの中で厚生労働省は水道事業ビジョンの作成を、総務省からは公営企業として経営戦略の作成を要請されている中で、二つの性格を併せ持つ計画としたいと考えている。

公営企業の計画ということで経営戦略としたほうが皆様に御理解いただきやすいものと考えている。安全、強靱、持続という水道事業者としての基本路線は変わらない。

(事務局)

資料2-3の2ページに記載させていただいているように、今回は厚生労働省の水道事業ビジョンと総務省の経営戦略の2つの要素を持ち合わせた計画としたいと考えている。

ただ、今回は先ほど御説明させていただいたように、安全、強靱、持続の目標を達成するうえで、健全な経営の裏打ちが必要であると考え、経営を重点的に打ち出すために当該名称とさせていただくもの。

また、滋賀県の水道行政を担当している健康医療福祉部生活衛生課が作成した県全体の水道事業についての計画が水道ビジョンであり、今回経営戦略としたほうが一般の方にはわかりやすいと考え、このようにさせていただいた。

ただ、おっしゃっていただいたように、今後どのように見せていくのか、アウトプットしていくのかは御指摘のとおりかと思うので、今後作成していく目標指標やどういうところを重点としていくのかでしっかり御説明していきたい。

(委員)

見え方の部分でもあるが、本来の在り方に戻ったとも言える。ビジョンというのは企業庁を超えた幅広い部分であり、そこは県庁で考えるものである。今回、企業庁は総務省からの話もあって本来あるべき姿に戻ってきたと理解する。

むしろ滋賀県水道ビジョンからコアとなる部分がおりてこないと企業庁も動きづらい部分があるが、まだそこが見えていない中であり、過渡期であるように思われる。

(委員)

補助金などをどんどん取ってくるなどすればよいのではないか。

(事務局)

先ほど資金の調達の話の中で借入れのお話をさせていただいたが、当然その前に外部資金をいかに獲得していくかが重要であると考えている。国の基準等もあるがいただけるものはいただけるよう努力をしている。経営状況を悪いところを支援する補助金などもあり、健全性を確保しているゆえに企業庁は難しい部分もあるが、まずは外部資金の獲得を努力する。また、国には補助金の仕組みの中で幅を広げていただけるよう要望をしており、今後も努力するべきところと考えている。

(委員)

P D C Aサイクルということであれば、目標を掲げるのであればそれを数値化して、きちんと評価できるようにする必要がある。

例えば、先ほどの企業債残高であれば150億円以下であればよいというように目標とマッチさせることが必要。人材育成と技術継承などは数値化しにくいと思うが、目標として掲げた以上は何らかの数値化をしないとP D C Aサイクルとして回せないのではないか。

(事務局)

次回素案をお示しする際には、評価しやすい指標をお示しさせていただきたい。

(委員)

ここで議論して答えが出るものではないと思うが、企業庁は公営企業法で民間と同じように効率性を求めてつくられるもので、民間と同じように収益の追及するためにたてられている。民間導入が話題になった時、効率性、経済性を求めて企業庁をたてているにもかかわらず民間導入することになれば、企業庁の努力が問われるのではないかと思う。

昨今、民間導入がよく話題に上がるが、水道事業に関しては反対の機運もかなりあり、世界的にも公共に戻す動きがある。民間導入を目標の中に入れておられると思うが、民間活力というのはどういうことをイメージされているのか、きちんとスタンスを示されたほうがよいのではないか。

(事務局)

民間活力の更なる導入ということで広くとらえさせていただいている。民間の優れた技術を学び、検討させていただくという意味で記載させていただいている。

コンセッション等のような運用まで任せることは現時点では考えていない。日々運営させていただいている中で水道というのは公共性が高い事業であるということを感じている。

民間の活用は、人材育成や技術継承という部分で取り入れることができる部分があると考えており、そういった意味で民間の状況を研究させていただく段階である。

(委員)

経済学的にも水道は民間に任せると破綻する公共財とされていることから、公共部門が担っている。民間に任せてしまうと手綱を握らなくてはいけなくなるし、手綱を握ろうとすると馬が暴れてしまい、批判を受けるという状況もある。

民間活力を導入すると効率性が上がって、原価を抑えられるということもあるが、そうすると人件費を抑えられてしまい、国の方針にも反することになり、なかなかバランスが難しいところが出てくる。うまく説明ができる形で使われたほうがよい。

(事務局)

大きな視点での御意見をいただいた。公営企業としては、経済性、効率性の発揮とともに、公共の福祉の増進のバランスが問題となってくる。民間活力の導入と書いており、この意味合いについては十分に考えていく必要があると考える。

企業庁の職員も一時に比べ大きく減っており、そういう中で様々な業務を民間に委託させていただき合理化、効率化を図ってきたところである。

ただ、先ほどお話しさせていただいたように、経営努力として何をしていくのかというところは問われてくると考える。御指摘いただいた点を踏まえてどう対応していくのかはしっかりと準備をしてまいりたい。

(委員)

現在のビジョンは幅広くなりすぎており、経営戦略にして必要な取り組みに絞り込んでいくことは結構なことだと思う。

ただ、水道行政の広域化など社会的な変化がある状況であるので、県全体も含め、企業庁としてどのような役割を果たしていくか、企業庁としてどう対応していくのかを考えてほしい。これからも考え方は変わらないというようなことではいかがなものかと思う。ビジョンの持っていた良さも生かしながら、何をカバーしていくのかは考えてほしいと思う。

(委員)

民間は民間で持っている力もあるので、業務の内容を整理して、民間に任せられることはもっと民間に任せて、共存共栄できるよう方法を探すべきではないか。

(事務局)

私どもの趣旨は民間の良いところは学んでいきたいというもので、現在も運転監視などで入っていただいている。また、事業そのものとは関係ないが、民間と協働して小水

力発電の施設を導入したりもしている。委託がすべてというわけではないので、民間の良い部分を取り入れていくということについては御意見のとおりである。

(委員)

競争しているときには民間の良さが出るが、いったん契約してしまうと独占契約になってしまい、ずっと同じところでやっていると民間でやっても金額が上がってしまう。

(委員)

競争入札であればそういったことはないのではないか。

(委員)

水道事業は根本的に一つの会社が取ってしまうと競争がなくなっていってしまい、独占の状況が生まれる部分がある。民間活力の活用とは言っても少し難しいところがある。